第十八号	<u>*</u>
・	※一月一日から日
、用纸日本童業は	Ľ
本童業児各A4)へ	た三十日までの退職は
(第十条関系)	
	一括徴収力事務付けられて
	て し ま す

市町村コード ○ 給 与 支 払 報 告 ○ 特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書		
052159 ※ 異動の事由が発生した翌月の10日まで必ず提出してください。	年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
仙 北 市 長 殿 Ah 特 義 支 別 務 大名又は名称 年 月 日 提出 番 間 オ 田 本 日 日 提出	特別徴収義務者 指定番号 宛名番号 斯属	
年 月 日 提出 者 倒 15(1)(1)(1)(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1	当絡 氏名 者先 電話 内線()	
	(ウ) 徴収税額 異動 異動の事由 異動後の未徴収 ア)-(イ) 年月日 税額の徴収方法	
所 受給者番号 月から 月から 月まで 月まで 円 円 円	月から 年 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 番号を記入 1. 特別徴収継続 4. 死亡 6. 合併・解散 番号を記入 日 古から 5. 支払少額・不定期 番号を記入 右から 6. 合併・解散 番号を記入 2. 一括 徴 収 番号を記入 1. 特別徴収継続 3. 普通 徴 収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へは、月割額 円を 特別 徴収 義 務 者 指 定 番 号 新規) 法人番号 月分(翌月10日納入期限分)から		
新別 以 物 教 務 先者) 所 在 地 T 日当 当者 連絡 先者 先者 氏名又は名称	受給者番号 納入書の要否 「新規の場合のみ記載」 1.必要 2.不要	
2. 一括徴収の場合 理 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 徴収予定	定月日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 月分(翌月10日納入期限分)で 日 円 納入します。	
3. 普通徴収の場合 理	※ 市 町 村 記 入 欄	